

件名	旅館業法施行条例等の一部を改正する条例
主管課	薬務衛生課、まなび推進課、警察本部組織犯罪対策課
根拠法令等	博物館法(昭和26年法律第285号)
<p>【改正の概要】</p> <p>博物館法の一部改正に伴い、条ずれ等を解消するため、規定整備を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 旅館業法施行条例 <ul style="list-style-type: none"> 第2条(2) <u>第29条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設</u> ↓ <u>第31条第2項に規定する指定施設</u> 2. 愛媛県県立博物館設置条例 <ul style="list-style-type: none"> 第1条 <u>第18条の規定に基づき</u> ↓ <u>第2条第1項に規定する博物館として</u> 3. 愛媛県博物館協議会設置条例 <ul style="list-style-type: none"> 第1条 <u>第20条第1項</u> ↓ <u>第23条第1項</u> 4. 愛媛県暴力団排除条例 <ul style="list-style-type: none"> 第15条(5) <u>第29条に規定する博物館に相当する施設</u> ↓ <u>第31条第2項に規定する指定施設</u> 	
施行日	令和5年4月1日
<p>【その他参考事項】</p>	